

【契約締結前交付書面】

証券振替決済口座管理に関する契約のご提案書

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)
ご契約前に、この書面を十分にお読みください。

○当行では、お客さまから有価証券の売買等に係る有価証券をお預かりし、法令に従って当行の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

・有価証券を当行の口座でお預かりする場合の手数料は無料です。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

振替決済口座管理に関する契約の概要

当行ではお客さまから、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替決済制度において取り扱われる有価証券をお預かりし、法令諸規則に従って当行の固有財産と分別して記帳および振替を行います。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳および振替を行います。なお、証券振替決済口座を開設していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当行の証券振替決済口座管理規定に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・お客さまから解約のお申し出があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、一定期間を経過した場合
- ・やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター^(※)を利用します。

- ・一般社団法人全国銀行協会の連絡先
全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
- ・証券・金融商品あっせん相談センターの連絡先
電話番号 0120-64-5005

※証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）について

FINMACは、日本証券業協会からの委託を受け、金融商品取引に関する相談・苦情の受付および紛争解決のあっせんを行っています。日本証券業協会の協会員の業務にかかわるものを受付対象としており、当行は同協会の協会員となっています。

当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要

当行は金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務を行います。当行が行う登録金融機関業務は、公共債および投資信託等の有価証券の募集・売買および募集・売買の媒介およびデリバティブ取引等があります。有価証券のお取引にあたっては、証券振替決済口座の開設が必要となります。

当行の概要

商 号 等	株式会社 群馬銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第46号
本店所在地	〒371-8611 群馬県前橋市元総社町194番地
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。
資 本 金	48,652百万円
主 な 事 業	銀行業、登録金融機関業務
設 立 年 月	昭和7年9月
連 絡 先	リスク統括部お客様サポート室（Tel：027-254-7467） 又はお取引のある支店にご連絡ください。